

第1回 たばこ対策推進委員会

日時：平成24年7月31日（火）
午後2時30分～4時30分

場所：奈良県庁北分庁舎1階11会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 県の喫煙に関する現状と課題について
- (2) 今後のたばこ対策について
第二期奈良県健康増進計画の方向性について
- (3) その他

3 閉 会

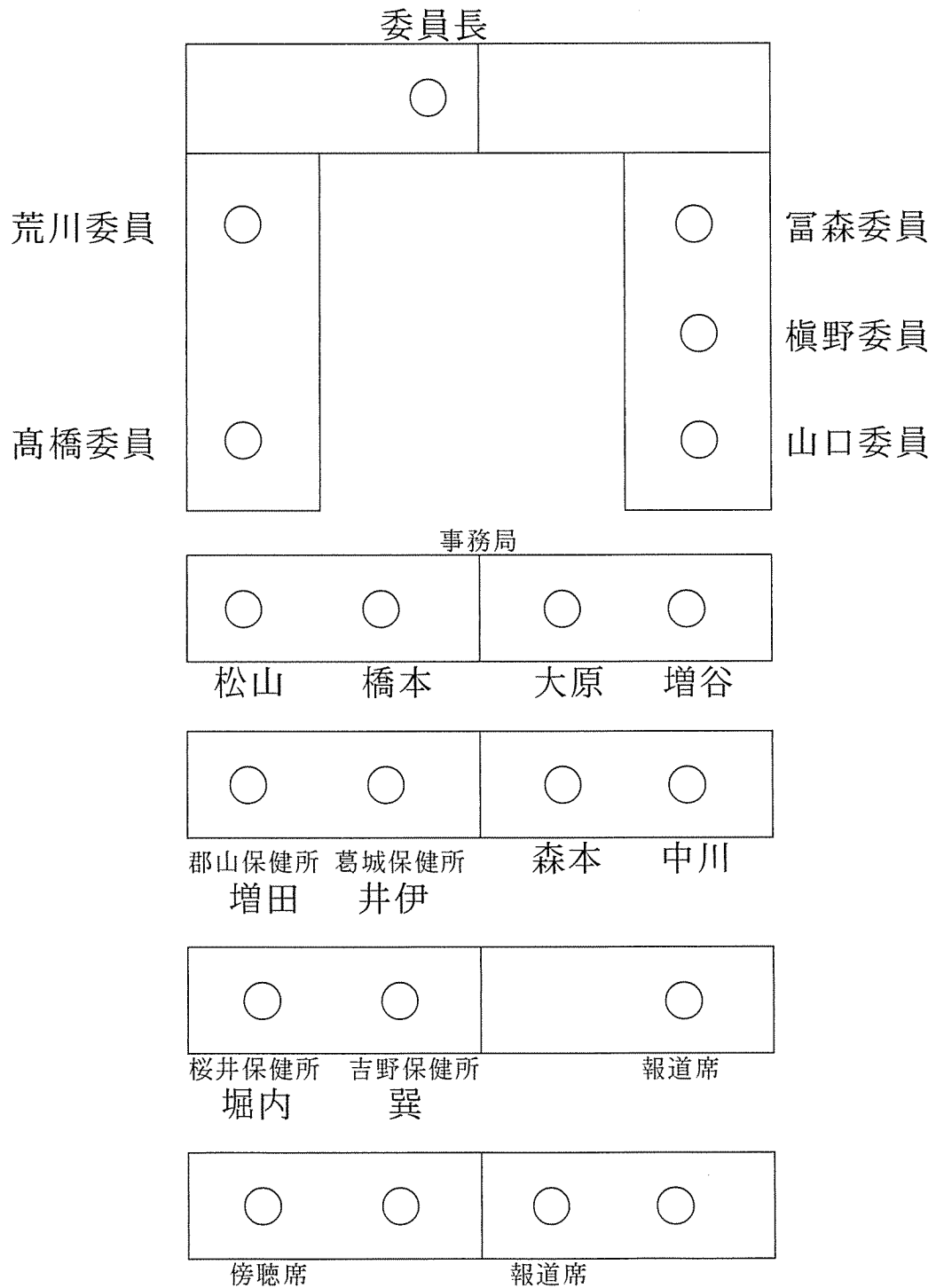
たばこ対策推進委員会 委員名簿

委員委嘱任期：平成26年6月30日まで

所 属 団 体 名		委 員 氏 名
学識経験者（奈良女子大学）	専門家	高橋 裕子
奈良県医師会	医療関係	槇野 久春
奈良県歯科医師会	医療関係	富森 裕美子
奈良県薬剤師会	医療関係	荒川 直樹
王寺町Get元気21 煙バイバイ活動	たばこ対策 ボランティア	山口 巖
[事務局] 各保健所母子健康推進係 健康づくり推進課	郡山保健所 桜井保健所 葛城保健所 吉野保健所	たばこ対策事業担当

第1回 たばこ対策推進委員会席図

日時：平成24年7月31日（火）午後2:30～4:30
 場所：奈良県庁北分庁舎 1階 11会議室



たばこ対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民の健康の保持増進及び疾病予防の観点から、本県におけるたばこ対策のあり方を検討し、効果的に推進するため、たばこ対策推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 未成年者の喫煙防止を推進するための方策に関する事。
- (2) 公共の場所や職場における禁煙を推進するための方策に関する事。
- (3) 喫煙者の禁煙を支援するための方策に関する事。
- (4) その他必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員会については、健康長寿文化づくり推進会議と連携を図り進めるものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康福祉部健康づくり推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から改正施行する。